

総 務 課

学校事務訪問	69
平成30年度 学校事務訪問における指導事項	70
平成31年度(2019年度) 学級編制について	71
平成31年度(2019年度) 小・中学校教職員配置基準	72
学務関係提出書類一覧(参考)	75~76

学 校 事 務 訪 問

1 目 的

県費に係る給与・旅費及び服務関係の事務処理の適正化を図るため、関係書類を確認し、指導助言を行う。

2 訪 問 時 期

- (1) 8月から10月までの間に実施する。
- (2) その他指導助言が必要と認められる場合に実施する。

3 訪 問 校

- (1) 臨時職員を含む、採用1年目の事務職員配置校
- (2) 事務職員未配置校で教頭が初めて事務を担当する学校
- (3) 5年程度の間、総務課学校訪問を受けていない事務職員配置校
- (4) その他、必要と認める学校

4 訪 問 者

給与・旅費担当者（三八教育事務所）、学務担当者（上北教育事務所）

5 確 認 書 類

(1) 給与関係

- ア 給与支給明細書
- イ 特殊勤務手当支給整理簿（部活動指導に係る校内での報告書等）
- ウ 時間外勤務等命令票及び週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿
- エ 通勤手当・住居手当の認定簿及び届
- オ 前渡資金取扱者の預金通帳

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 旅行命令に係る開催要項等
- ウ 復命書

(3) 服務関係

- ア 出勤簿
- イ 勤務時間の割振り表
- ウ 修学旅行等の引率に係る勤務時間の割振り変更簿
- エ 年次休暇簿
- オ 病気休暇・特別休暇簿
- カ 週休日の振替等命令簿
- キ 代休日の指定簿
- ク 職務に専念する義務の免除綴
- ケ 勤務場所を離れて行う研修承認願・確認簿
- コ 履歴カード
- サ 4月1日付け昇給昇格発令通知
- シ 学校徴収金会計管理台帳（校内の通帳管理状況が記載されたもの）
- ス 経理簿（抽出）

(4) その他必要な書類

平成30年度 学校事務訪問における指導事項（給与関係）

項 目	指 導 事 項	
通 勤 手 当	通勤届 認定簿	届出の理由記入誤り 支給開始月記入誤り 2校2件 1校1件 計 3件
住 居 手 当	住居届	添付書類不足（住民票の写し・申立書） 4校6件 計 6件
時 間 外 勤 務 手 当	命令票	従事時間記入誤り 1校1件 計 1件
特 殊 勤 務 手 当	整理簿	係員押印漏れ 1校1件 計 1件
旅 費 関 係	旅行命令簿 出勤簿 復命書 請求漏れ	距離記入誤り 命令年月日記入誤り 用務地記入誤り 旅費計算誤り 泊数記入誤り 「旅」表示誤り 職名記入誤り 交通手段記入誤り 用務地記入誤り 決裁印押印漏れ 速やかに（概ね2週間以内）復命されていない 1校4件 1校9件 1校1件 1校1件 1校1件 2校2件 1校1件 1校1件 1校1件 1校1件 1校1件 1校1件 計 24件

平成30年度 学校事務訪問における指導事項（サービス関係）

項 目	指 導 事 項
出 勤 簿	・長期にわたる同一記録事項（産休・育休）の表示は、前月から引き続くときは、その月の初日に押印する ・妊産婦通院休暇の表示について、出勤簿取扱要領で定めている表示方法と異なった表示をしている
年 次 休 暇	・残日数に誤りがある
特 別 休 暇	・服忌休暇において遠隔地に赴く必要がないにも関わらず、往復日数を加算して休暇を承認している
週 休 日 の 振 替 等	・変形勤務を行っているが、週休日の振替え等命令簿を作成している ・4時間の勤務時間の割振り変更とすべきところを振替としている
変 形 勤 務	・「修学旅行等の引率等に係る勤務時間の割振り変更簿」と「修学旅行等の引率等に係る勤務時間一覧表（附表）」との勤務時間が整合していない ・「修学旅行等の引率等に係る勤務時間の割振り変更簿」の校長印が押印されていない ・「修学旅行等の引率等に係る勤務時間一覧表（附表）」の勤務時間及び休憩時間に誤りがある
職 専 免	・承認年月日の記入漏れがある
履 歴 カ ー ド	・記入漏れがある（職名・採用年月日・職員番号・昇給内容）

平成31年度(2019年度) 学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校及び中学校の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学校種別 学級編制の区分	小 学 校		中 学 校
	単 式 学 級	第1学年 35 第2学年以上 40	
2 個 学 年 複 式 学 級 (※1)	第1学年の児童 を含む場合	8(4)	8(4)
	第1学年の児童 を含まない場合	16(8)	
特 別 支 援 学 級 (※2)	8		8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

- (1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。
- (2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校1年生から4年生まで、及び中学校1年生は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

また、小学校2年生は、「単式学級」が基準により1学級の場合であっても、児童生徒数の上限を35人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

平成31年度(2019年度) 小・中学校教職員配置基準

- ① 公立小学校及び中学校の教職員配置基準は、次のとおりとする。
学級数については、県が定める学級編制基準による。

小 学 校

- 1 校 長
1校に1人とする。

2 教 員 (教頭・教諭)

- (1) 次の表のとおり配置する。
教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12	13	14	15	16	18
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34

- (2) 知的障害特別支援学級を2学級以上、又は自閉症・情緒障害特別支援学級を2学級以上設置している学校には、1人増配置する。
(3) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

3 養 護 教 諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
(2) 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
(3) 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
(4) (3)以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

4 事 務 職 員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
(2) 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
(3) 27学級以上の学校に1人増配置する。
(4) 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25 / 100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
(5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

5 栄養教諭・学校栄養職員

- (1) 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- (2) 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
 - ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。
ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- (3) 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- (4) 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記(1)~(3)の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中 学 校

1 校 長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

2 教 員（教頭・教諭）

- (1) 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17	18	19	20	22	24
学級数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	25	27	29	30	32	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47

- (2) 知的障害特別支援学級を2学級以上、又は自閉症・情緒障害特別支援学級を2学級以上設置している学校には、1人増配置する。
- (3) 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- (4) 14学級以上の学校を有しない市町村で、かつ、6学級以上の学校を有する市町村には、生徒指導専任教諭1人を配当する。
- (5) 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

3 養護教諭

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- (3) 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- (4) (3)以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- (5) 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。
ただし、(1)または(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

4 事務職員

- (1) 4学級以上の学校に1人とする。
- (2) 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- (3) 21学級以上の学校に1人増配置する。
- (4) 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25 / 100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- (5) 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- (6) 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、(1)または(2)を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

5 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

② 弾力的な学級編制に係る教職員の配置については、次のとおりとする。

- 1 県が実施する弾力的な学級編制による学級増については、上記①の学級数には含まず、教職員の配置については、1学級増につき講師1人とする。
- 2 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

③ 併置または併設型の小中一貫教育推進校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学校規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記①によらない教職員の配置をすることができるものとする。

